

## 飯能市地域公共交通対策協議会開催要綱

平成 24 年 10 月 3 日

告示第 253 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、市長が主宰し、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため、同法第 6 条第 1 項の規定に基づき、飯能市地域公共交通対策協議会（以下「協議会」という。）を開催することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 本市における公共交通の在り方に関すること。
- (2) 形成計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 形成計画に定められた事業の実施に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた公共交通の運行の合意形成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

## (構成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 学識経験者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者

- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
  - (7) 鉄道事業者の代表者
  - (8) 住民及び利用者の代表者
  - (9) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長が指名する者
  - (10) 道路管理者が指名する者
  - (11) 飯能警察署長が指名する者
  - (12) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者
- 2 構成員は、30人以内とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、前条第1項第1号に規定する者をもって充てる。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、主宰者である市長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 構成員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席した構成員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等議長がやむを得ないと認める場合において、当該議決事項に関し利害を有する構成員の同意があるときは、出席した構成員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第7条 協議会に、専門の事項を調査させるため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、協議会の構成員のうちから会長が指名する者及び会長が必要と認める者をもって組織する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民生活部生活安全課交通政策室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年告示第124号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第101号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。